

近畿大学法学部における FD 活動の歩み

神 田 宏・柳 内 隆

1 はじめに

大学においてファカルティ・ディベロップメント (FD) への取り組みの必要が意識されるようになって久しい。近畿大学法学部においても FD の取り組みが本格的に始まって早10年以上を経たところである。本稿では、法学部における FD の取り組みについて概観し、これを通じて明らかにされてきた法学部教育の課題を考えながら、今後の法学部 FD 活動の歩む路程について考えてみたい。なお、具体的な効果については、本稿に続く森＝田邊論文が詳細な統計分析を試みているところであるので、同論文も併せて参照されたい。

2 FD をめぐる学内外の動向

ファカルティ・ディベロップメントとは、教授団＝大学教員組織の資質と能力の開発・向上〔のための取り組み〕のことをいう⁽¹⁾。これは、アメ

(1) 同様の概念として、スタッフ・ディベロップメント (SD) がある。これは、アメリカの大学における実践に由来する FD が教授団という組織の向上のコンテキストで語られるのに対して、教員・職員という教育・事務スタッフの資質と能力の向上というヒューマン・リソースの向上のコンテキストで用いられる傾向が強い用語で、主にイギリス系諸国の実践に由来するといわれる。その限

リカにおけるFDを「一般的にトレーニングから研究までを含めて様々な広い活動を示す言葉として使われてきました。それらすべての活動は教育の質を改善し、そしてより基本的には学習の質を改善することを目的としています。ある種のFDは新米の教員、あるいは博士課程の学生や博士号を取りたての人を対象にして援助することに関っています。……FDの受講において、教師は再び学習者となりますが、それゆえに不安もつきまといまいます。FDにおいて重要な要素は、ちょうど教授（授業）における重要な要素が学生の関心を理解することであるように、大学教員の関心を理解することでありまいます。後にみるとおり、より良い教育を生み出す要因は、大学教員の教育においても同様に重要な要因として機能します」⁽²⁾⁽³⁾と概括した言葉が象徴するように、大学もまた教育機関であるという意識の顕れと考えられる。また、一般に、この種の活動が、既存の高校教育の現場で培われてきた実践に由来するものであるとされることも示唆的である。

日本におけるFDの実践は、ときに文部科学省主導と批判されたりもするが、必ずしも監督官庁の指令・通達を待って初めて始動したという性質のものではない。実際、1980年代に既に、主に70年代から80年代にかけて

り、FD=教員の問題、SD=職員の問題というダイコトミは適当でないといえる（実際、SDにいうstaffとはacademic staffをいうとする指摘（山内[2000:82]）もあるのである）。もっとも文部科学省によるFDなど実施状況調査では、FD（教員の職能開発）、SD（職員の職能開発）と区別して用いられている。

(2) ジェイムズ・ウィルキンソン [1997:157]。なお、講演者は、ハーバード大学デレク・ボク「教授・学習」センター長（当時）である。

(3) 続けて、ウィルキンソンは、教育技能の発達段階について関心が集まっていること、「学習」へ重点が置かれていること、同僚教員からのフィードバック・評価・支援を重視する傾向を重要な動向として紹介している。10余年以上前の指摘ではあるが、これらは、今日の日本に今なお妥当するところであるといわざるをえないであろう。

のアメリカの大学における FD 実践例を参照しながら、草の根レベルで取り組みが始まっていた——このことは多くの FD 研究の認めるところである。少子化や国際化の動向を睨んで大学教育の現場は、比較的早くから改革の必要を意識していたといえよう⁽⁴⁾。

さて、1997年12月18日の大学審議会答申「高等教育の一層の改善について（答申）」ならびに2005年1月27日の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像（答申）」で、大学・大学院など高等教育機関における FD/SD 活動の重要性が指摘され⁽⁵⁾、ここで FD は次のように定義された：「ファカルティ・ディベロップメント 教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは極めて広範に

(4) 実際、文部科学省調査によれば、既に大学設置基準改正（2007年）前、後述の中教審答申発表以前の2003年から答申直後の2006年にかけて FD 活動の実施は、482大学（内、国立92校、公立45校、私立345校）から628大学（順に86、66、476校）に達していたのである。FD の内容も、講演会、授業検討会、教員研修会などの開催、教員相互の授業参観・評価、FD のための機関の設置など多岐にわたっていた（文部科学省報道発表資料（文部科学省高等教育局大学振興課「大学における教育内容等の改革状況について」（平成19年4月16日付）ならびに平成20年6月3日付）による

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/04/07041710.htm;

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/06/08061617.htm)。なお、この調査では、カリキュラム改革、TA、授業アンケート、GPA などは FD と別項目として集計されていることに注意されたい。

(5) 「教育内容・方法の改善のための組織的取組が必要である。……今後は、個々の教員レベルだけでなく、全学的に、あるいは学部・学科全体で、非常勤講師の参加も得て、それぞれの大学等の理念・目標や教育内容・方法についての組織的な研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）を推進することが必要である。」（1997年答申）や「高等教育の質の保証を考える上では、教員個人々の教育・研究能力の向上や事務職員・技術職員等を含めた管理運営や教育・研究支援の充実を図ることも極めて重要である。評価とファカルティ・ディベロップメント（FD）やスタッフ・ディベロップメント（SD）等の自主的な取組との連携方策等も今後の重要な課題である。」（2005年答申）といった表現が見られる。

わたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる」(中央教育審議会 [2005:79] (答申・用語集))。高等教育の質の向上を目指して教員の教育能力の向上に取り組む必要とその方略が2000年前後によく明確に表明されたことは遅きに失したともいわれるかもしれないが、日本の高等教育におけるFD揺籃期ともいえるべき時点で、ピアレビューや新任研修といった実践例の提示は、無視界飛行中の航空機にとってのレーダー誘導のように、不可欠の支援であったといえよう⁽⁶⁾。この定義を踏まえて、日本の高等教育へのFDの動きが一気に加速された⁽⁷⁾。

2007年に大学設置基準が改正され、従前、努力義務とされてきた「教育内容等の改善のための組織的な研修」が義務化されて以来⁽⁸⁾、設置形態を問

(6) ここで例示列举されたピア・レビューや新任研修といった取り組みは、近畿大学ではなかなか組織的な取り組みとしては著手されてこなかったようである。ピア・レビューは2009年から実施に向けての検討の呼びかけが始まり、2011年には第1回新任教員研修会が計画されている。

(7) 注意しなくてはならないことは、実際のFD義務化は、大学院が1年先行していることである。2006年3月31日に大学院設置基準が改められ、新たに§14の3(教育内容等の改善のための組織的な研修等)が設置され、「大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」と定められた(2007年4月1日施行)。なお、大学設置基準§25の2(教育内容等の改善のための組織的な研修等)が「研究の実施に努めなければならない」を「研究を実施するものとする」に改められ(併せて§25の3に条数を変更)、FDが努力目標から義務化されたのは2007年7月31日(文部科学省令第22号(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07091103/001.htm))である(2008年4月1日施行)。この経緯については、大学コンソーシアム京都(圓月勝博)[2007:1ff.]に詳しい。もっとも、大学院は学生数の絶対的少なさや授業内容・計画の不確定性に起因する構造的な理由からか、実践例を蓄積できたわけではなく、FDの本格的実践は大学における義務化を待つこととなったのである。

(8) 2007年7月31日付文部科学省通知(高等教育長名「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について(通知)」(19文科高第281号))によれば、「大学の各教員に対し義務付けるものではなく、各大学が組織的に実施することを義

わず⁽⁹⁾ 全国の大学で FD 活動の名目でさまざまな事業が取り組まれることとなった。⁽¹⁰⁾

しかし、FD の制度的義務化は、必ずしも各大学の教育の質の向上に《直結》する性質のものではなく、むしろ適切な理念・方式などを欠いて運用された場合の弊害も無視できないものがある。制度化を通じて、FD 活動を大学教員の一業務として採りこむことは、その形式化・形骸化の懸念を生ぜしめ、また、義務化によって、反復・継続される同種の取り組みへの巻きこみやレディネスの低い教員などに対する参加の強制などが疲弊〔感〕を生ぜしめることも懸念された——これらの懸念は、今日においても FD に携わる者が常に意識していなくてはならない性質のものである。

法制的義務化と機を同じくするように、近畿大学でも、教育改革の具体策を検討し、推進することを目的として、FD の開発・導入やリメディアル教育の改善・促進などを管轄する機構である教育改革推進センターが設置され⁽¹¹⁾、教育改善などに係る種々の論点・取り組みが大学による指令として提示されることとなった。また、2次にわたる近畿大学21世紀教育改

ゝ務付けるもので……各大学においては、授業の内容及び方法の改善につながるような内容の伴った取組を行うことが望まれる」という留意事項が付されており、組織的な取り組みが義務化の本旨であることが読み取られる。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07091103.htm 参照。

(9) 文部科学省の統計資料などでは、〔旧〕国立大学が比較的早くから FD 活動を実践し、その後、私立大学の取り組みが一気に増したように見受けられる。前掲注(4)参照。

(10) これを支援するために文部科学省でも教育支援・推進プログラム(現代 GP、特色 GP、教育 GP など)を立ち上げ、これらの実践例の報告会などで FD 関連行事が活況を呈した。

(11) 近畿大学に教育改革推進センターを置く近畿大学教育改革推進センター規程が2008年4月1日に公布・施行され、これ以降、大学の正式の機構としてフェカルティ・ディベロップメントの開発・導入に関する業務に携わることとなった(同規程 8 3(4))。21世紀教育改革委員会に関する事務事項も同センターの管轄である。

革委員会の果たした役割も大きい⁽¹²⁾。

法学部は、後述するように、FD義務化に先んずるかたちで授業評価アンケートやピア・レビューに取り組んできたが、常に、教員が圧迫的にFDに参加強制されるのではなく、教員と職員が協働して法学部の「教育」改善を目指すこと（SD的配慮）、また、その過程を通じて明らかになった問題点とその解決のための実践例などの共有に重点を置いて活動計画を構築すること（集合知の配慮）を重要と考えている。

3 法学部におけるFD活動

法学部のFDの取り組みの端緒は、2000年の授業アンケート調査導入にまで遡ることができる。1999年度後期に実施された授業アンケート調査（2000年1月17日から同24日まで）の実施に際しては、1. 既定の質問18問＋当該科目独自の質問2問とすること、2. 約30分をかけて行なうこと、3. 無記名（後掲参照）とすること、4. 即時回収・封入後事務方に提出すること、5. 集計次第全体会議に諮ることなどが定められていた⁽¹³⁾。この授業アンケート調査の目的は授業改善であって、アンケート実施時に、この旨、ならびに、記入結果が成績に影響しないことなどを口頭で説明するものとされた。その後の授業評価アンケートに関する学内外の議論状況を考えると、アンケートの目的・方式などについて慎重に検討した上での実施要領

(12) 21世紀教育改革委員会は、これまでに「近畿大学21世紀第一次教育改革実施大綱」（2007年3月）と「第二次教育改革の基本方針」（2009年1月）を発表し、近畿大学における教育改革の方向性を示してきた（<http://www.kindai.ac.jp/about/21/>）。

(13) 2000年1月17日付授業アンケート調査実施要領による。ただし別途趣旨説明（「授業評価の実施について（平成12年1月17日）」）では、「平成12年度実施の準備的なものとして、試験的に授業アンケート調査を行うこと」と説明されており、正式運用という性質のものでは必ずしもなかったことが窺われる。

であったといえよう。

「授業評価アンケート調査報告書(平成13年度)」(非公刊)によれば、2000年度実施時において60名(専任35名, 兼担4名, 非常勤講師21名)の教員による、90専門科目(第1部・第2部計)が対象授業とされ、〔履修登録〕学生数は延べ約2万人に上った⁽¹⁴⁾。また、授業アンケート調査と並行して、FD活動の実践例を知るための研修会が、当時、法学部よりも先行して授業アンケートを実施していた、理工学部の担当者を招いて催され、主にアンケートの目的と方式について報告を受けた。もっとも理工学部にとっても、導入後間もない時期での報告であったため、アンケートの効果については特に言及されていない。

授業アンケートは、その後、名称を「授業評価アンケート」と改め⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾、また方式にも改善⁽¹⁷⁾を加えつつ、継続して実施されており、法学部におけ

(14) 半年後の2001年度前期におけるアンケートでは、対象科目を116科目(129講義)と増やした(これによって学生数も2万5千人超を数えた)。この半年間にも、対象科目の全科目化、記名式の是非などをめぐって論議があった。

(15) 授業評価アンケートは、2008年以降、教育改革推進センターにおいて全学部共通設問項目などが定められ、統一・全学的に実施されることとなった。センター策定の実施要領では、教育を改善する目的で、授業の内容、方法に対する学生の意見を調査するものであって、学生に評価者としての責任を自覚させるという意味で、原則としてアンケート用紙に学籍番号を記入させること、ならびにアンケート結果は全学的に集約の上、学部教育の問題点の検討、教員の自己評価と職能開発(FD)などに活用することが記載されている。

(16) 元来、授業アンケートは、《評価》のためであるか、《改善》のためであるか、この立場決定によってその設問や実施方法も大きく異なるはずである。この点、授業アンケートから授業評価アンケートに改称される際に特段の議論はなされなかったようである。実際には授業改善と授業評価双方に資することを目的としたものであるといえなくもないが、いずれにせよ、定期的な検証の際に改めてアンケート目的や設問・選択肢の妥当性などの再検証も必要ではなからうか。

(17) アンケート方式の改善項目の中で、特に重要と思われるものは、記名式、回収方法、総合評価であろう。まず、初期方式は無記名アンケートを採っていた

るFD活動で最も息の長い取り組みとなっている。初期の方式が今日に至るまで概ねその骨格を維持したまま実用されていることは、時代を先取りした実践がこの頃既に組み込まれていたことを物語るといえよう。

以上の時期を法学部におけるFD黎明期とすれば、2006年後期から2008年前期くらいまでの新カリキュラム(2008年度入学生対象カリキュラム(カリキュラム2008))¹⁸⁾導入までのいわゆる法学部改革の段階をFD展開期と呼ぶことができる。実際、2006年10月に策定された「2006/2007年度自己点検評価・FD委員会活動予定表」では、既存の授業評価アンケートに加えて、2006年度アンケート結果ならびにレフレクションの公表、ピア・レビュー、教授方法研修会、GPA制度調査といった、(GPAのように全学

ゝのに対して、今日では記名式(正確には学籍番号のみを記入)に改められている。授業アンケートを記名によるか無記名によるかは、多くのFD研究会・シンポジウムなどで論点に取り上げられてきたところであり、各地の大学でも、いずれの実践も決定的な長短所(たとえば、記名式アンケートにおいては学生が評価者として責任をもって回答に臨む動機づけに資する反面、教員・学生間の力関係の実際を考えれば学生の批判的意見を抑制するおそれがあるとされる)を見出すことができないまま、今日に至っているのが現状であろう。法学部においても教育改革推進センター提唱の方式に従って学籍番号の記入を求めているところであるが、これまでのところ学生・教員いずれからも深刻な問題が指摘されたことはなく、比較的安定した運用がなされているようである。次に、回収に際しては、学生の立ち会い・提出確認を必要の手続きと定め、公正性の確保に努めている。最後に、総合評価を問う設問を設け、授業満足度の把握を容易にしている。その際、総合評価の恣意性をできるだけ排除し、客観性を高めるための工夫として、「ほぼ満足」を7点(10点満点)に置いた評価を指示するとともに、適宜理由の記述を求めることとした。

(18) このカリキュラム2008は、法律・政策法学科の2学科体制を維持した上で、学問的関心ならびに学生の進路を基準にカリキュラムを編成する「進路直結」の教育プログラムの制度を導入し、カリキュラム・フローないしカリキュラム・マップを強く意識させる工夫を凝らしている

(<http://www.kindai.ac.jp/law/kyoiku/senko/>)。また、基礎ゼミ、一般演習、専門演習という少人数演習科目を4年間通じて履修できるように学年配置し、教員のきめ細かな指導体制の整備に努めてもいる。

の準備が必要なものは除き) 今日実施されている FD 活動の大半が実施計画に組み入れられていたのである。教授方法研修会のテーマも「基礎ゼミ授業改善の方法」「大講義室での講義方法」「少人数演習の授業実践」といった、今なお取り組みが続いている課題が掲げられており、その後も時宜に応じた課題について、時に外部講師を招いて教育能力の向上のために継続実施されている⁴⁹⁾。これらの FD プロジェクトは、いうまでもなく、法学部改革の一環であり、カリキュラム2008が採用した教育方法(とりわけ少人数教育と演習授業の重視)と深く結びついたものである。この展開を承けて2008年7月には第1回全学FD集会において法学部のFD取り組み例が報告テーマに選定されたことは記憶に新しい(後述参照)。

ピア・レビューならびに授業評価アンケートとそのレフレクションの公開は、当時、法学部が近畿大学の中でも特に早い段階で取り組んだFD活動である。以下でこれらについて簡潔に説明しておく。

法学部におけるピア・レビューの方式は、導入当初、次のとおりであった。(1)ピア・レビューは前期・後期、各1回行なう(おおむね学期後半);(2)学期ごとに、法学部専任教員の約半数を授業公開教員、残りの教員を授業観察教員とし、次の学期で公開と観察を入れ替える。これによって1年間で全教員が公開と観察双方でピア・レビューに関与することとなる;(3)対象科目は、法学部専任教員が担当する法学部専門科目とし、学期ごとに法学部改革本部が指定する。その後、回を重ねるごとに方式を改め、公

⁴⁹⁾ 2006年10月には、第1回教授方法研修会が開催されている。テーマは基礎ゼミ授業改善方法で、この年、新規赴任の教員が基礎ゼミの運営について実践例と課題を報告した。この意味で、小規模ではあるが、新任教員の研修の性格も帯びていたといえよう。なお、2009年以降は、「My Campus Planの趣旨と運用」(経営学部教員)、「シラバスの実質化」(法学部改革本部)、「就職活動の現状と課題」(キャリアセンター)などを話題に取り上げ、新規導入の制度や大学を取り巻く社会状況にも視野を広げている(()内は講師所属)。

開・参観教員の数も次第に増してきた。2010年現在、公開・観察ともに法学部専任教員以外の法学部科目担当教員も対象に含めている²⁰⁾。公開・参観教員の割り当ての方式も、導入時の方式をいくぶん強化して、専任教員の約半数に相当する公開教員の公開授業のリストから関心のある授業を1ないし2科目程度選んで参観する方式が数学期にわたって用いられてきた²¹⁾が、2010年度前期からは、科目グループでのレビューの形式を試行している。これは、導入後約7回のレビューを実施し、各教員がおおむね10件ほどの授業参観を（計算上ながら）確保できたこと、時間割が次第に固定化される傾向が近時強まっており参観できる授業も自ずから選択が困難になりつつあること、運用の硬直化が生じ、しばしば「公開→参観→感想→改善」のサイクルが断絶したこと、これらに照らして、いくぶん規模を縮小しつつ、より積極的に能動的な参加を期待しうる方式を探った上での試行である²²⁾。

20) 非常勤講師など学部外教員の場合、専任教員におけると異なり、これらへの参画は各教員の裁量に委ねられており、法学部改革本部から配布されるピア・レビュー時間割に照らして、関心のある科目を自主的に参観するものとした。実際には、非常勤教員は、出校日が限られており、授業直前に出校することも珍しくないため、実際に参観・公開に参加した非常勤教員は少ないのが実情である。なお非常勤講師への対象の拡大に際しては、ピア・レビューの趣旨・意義をよく理解した上で自発的参加を誘導することを企図して、観察を先行させ、その後、期間を置いて公開を募ることとした。ともすれば改革本部から観察・公開の依頼文書が届くと、強制力をもって参加を指示すると受け止められがちであるので、あくまで自発的参加の呼びかけにとどめている。

21) 2009年度においては、公開教員でない専任教員は2科目以上参観、公開教員である専任教員は2科目以上公開または公開・参観各1科目以上とした。

22) これに加えて、参観教員は、基本的に、自らの担当科目と関連の深い科目の授業を参観することとなるので、参観科目で得られた知見を自らの科目に応用することも比較的容易であると考えられたこともメリットとされた。もっとも、これ自体は従来の方式によっても不十分ながら実現可能ではあったといえる。また、グループ所属教員が1名ないし少数である科目グループにおいてはそもそもグループとして参観できないということも未解決の課題である。

次に、レフレクションは、授業評価アンケートの開示後、これに対する教員からのフィードバックの仕掛けであり、授業改善の PDSA サイクルにおいて重要なプロセスである。レフレクションは、1) アンケート結果に対するコメント、2) 前年度改善項目の検証、3) 次年度改善項目の提示、4) 学生に対するメッセージで構成され、全教員のアンケート結果とレフレクションを綴じた冊子を、「法学部授業評価アンケート集計結果・レフレクション」²³⁾として公開し、事務室などに常備の上、学生などの閲覧に供している²⁴⁾。

さらに、法学部では、その FD 活動を学内の FD 研修会などで数次にわたり報告してきた。2008年7月に催された第1回近畿大学全学 FD 研究集会では、おりしも2008年から新カリキュラムに移行したこともあって、法学部における FD の取り組み例について報告する機会を与えられた²⁵⁾。この時点でピア・レビューならびにレフレクション両方を実践している学部は僅かであったことから、本報告がその後の大学全体の教育改革の動向に一定の影響を及ぼしたことは否定できないであろう。研究集会の会場が法学部の大規模授業で用いられる教室と同規模（19号館第2教室）であったことから、大規模教室での単一方向講義の問題を聴衆みな実感しながらの講演となり、授業方法の改善の必要もまた実感されたように思われる。

²³⁾ 導入の初期では、1冊組であったが、アンケート実施対象科目の拡大に伴い、今日では、集計結果2冊とレフレクションの3分冊である。

²⁴⁾ 2010年現在、法学部が配布している部署は、法学部授業科目の担当者所属学部・大学院・研究所各事務室、図書館、キャリア・センターなどである。この内、図書館については、従来、一般公開施設であることから閲覧していなかったが、閲覧制限などの対策を講じて閲覧することが今後計画されていると聞く。

²⁵⁾ この集会では、文理各1学部から FD 実践例として「授業内容の“見える化”による授業改善促進と教育評価」（宗像恵（理工学部，教育改革推進センター長））と「法学部における FD の実践と課題」（土屋孝次（法学部））がそれぞれ報告され、ともに活潑な質疑応答があった。

なお、教育改革推進センター運営委員会にも法学部専任教員が2名所属し、ともに「FDの開発・導入」小委員会に属されていることから、しばしば法学部のFD活動を紹介している²⁶⁾。

法学部におけるFD活動で看過できないであろう活動として、法学部授業改善研究会のそれがある。本会は、平成21年度(2009年)学内研究助成金(21世紀教育開発奨励金【教育推進研究助成金】)で採択された共同研究「テキスト・マイニング・ツールを用いた授業アンケートシステムの構築——学生の意見・要望に対するレスポンスの向上のために——」(課題番号KS-01)に基づいて結成された、学部内教員の任意団体である²⁷⁾。これは、研究参加教員の主要科目(受講者100~200名程度)でほぼ毎回、自由記述文を含む授業アンケートを実施し、定量的ならびに定性的分析を試みようとしたものである²⁸⁾。2010年3月には、教育改革推進センター主催の2009年度第2回全学FD研究集会において「リアルタイム・アンケートによる授業改善の試み」(上崎哉)と題して実践例報告を行なっている²⁹⁾。

26) たとえば、ピア・レビューについて導入の趣旨、経緯、方式などについて報告し(この時点では、導入後期間が短いこともあって効果などについては言及されなかった)、ピア・レビューの全学的導入の議論に貢献したほか、授業評価アンケートの公開やレフレクションの議論に際しても話題提供を行なっている。

27) 構成メンバーは、5名の専任教員(教授2[1]名、准教授2[2]、講師1[2]名である([]内は2010年度))。

28) 2010年度も引き続いて同助成金に採択され(課題番号KS-01「学生生活と学業成績の関連性についての包括的調査——悉皆調査による学生指導資料作成に向けた実験的取組み——」)、授業・通学・課外活動・アルバイト・読書といった、学生の日常生活と学習態度・学業成績との関連性を探る研究を継続している。

29) 当日は、「近畿大学入学前後 e-learning 教育の統計学的解析——基礎学力アップと入試戦略に向けて——」(岩崎光伸(理工学部))との2部構成の研究集会となり、ICTを活用したFD方略を構想する好契機となったように思われる。

4 今後の課題

法学部における本格的な FD 活動の端緒を、授業アンケートが始まった 2000年に求めるとして、早10年余を経た。たしかに、本稿を執筆するにあたって振り返ってみると多分に熱意を持って FD に取り組んできたという感想を禁じえない。期間もさることながら、この間に実施した FD プログラムは、授業アンケートから始まり、レフレクション、不服申立て⁸⁰⁾、ピア・レビュー、教授法研究会など多岐にわたり、多数の教員を巻き込み、教育改革の流れに引き入れることに力を注いできた。

この期間と内容は、はたして大学における教育・研究などの活動の改善のために充分であったといえるであろうか。否、今の時点で法学部が近々に乗り越えなくてはならない課題はむしろ山積しているというべきであろう。当分の間、これらのプログラムは終焉の時を知らぬかのように継続され、新たな取り組みも同様に求められよう。その時、以下の諸点に充分に注意が払われるべきである。

まず、教育活動ならびに FD 活動の振り返りが重要である。振り返りが教育において重要であることは広く知られているところであり⁸¹⁾、この振

80) 成績評価や演習課題などに対する不服のある学生は、従来、オフィスアワーなどを通じて担当教員に直接不服を申し入れていたが、これを制度化したものが不服申立ての制度であり、いったん教務委員会(後に改革本部に変更)が預かった上で、関係者に照会などとするとともに、不服と回答を集約し、全体会議において概要を説明するものとされた。ここにも集合知への配慮を読み取ることができる。

81) 2009年度入学生から全学的に導入された My Campus Plan は、学生自身が大学生生活を振り返るツールであるともいえる。このような学習ポートフォリオは、学生の主体的で能動的な学習に資するものと多くの大学で注目・期待され、実践が試みられているところでもある。また後述の、非定型業務が多い教員向けのティーチング・ポートフォリオと違い、この分野では ICT を活用し

り返りの必要を、同じく教育活動の実践の一つの場面であるFDについて排除する積極的な理由は見当たらないであろう。冒頭に紹介した本誌森+田邊研究は、こうした教育・FD活動の評価の本格的な実践例として本学部最初の取り組みであり、今後も継続的に調査すべきことはもとより、法学部の全スタッフがその帰結に対峙しなくてはならないものである⁹²⁾。振り返りに際して特に重要なことは、本人の自己省察はいうまでもなく適切なメンターの存在である。教員一人一人が自己省察し、これをメンターが支援する構造が形作られなくてはならない。メンターは、むろんピアであってよく、また、改革本部がこれに必要なに応じて関与することもありえよう。しかし最善策は、教育改革推進センターなどFD統括機関にメンターが常駐し対応することである。現在、いわゆるFDer（ファカルティ・ディベロッパ）が法学部にも教育改革推進センターにも不在であり、充実が望まれる。

ㄨた、いわゆるe-ポートフォリオも（教育関連およびICT関連企業も巻きこんで）多くの実践例が提案されている。

92) このことは、教育のPDSAサイクルからも明白であろう。2010年度前期の近畿大学FD集会のテーマは、教育の振り返りツールとしてのティーチング・ポートフォリオ（「教育改善のためのポートフォリオ」（加藤由香里（東京農工大学大学教育センター））であった。教育改革推進センターが実施した当日アンケートの集計によれば、「テーマは適切であった」と「テーマの趣旨を理解した」を選択した割合はそれぞれ86%と90%に達しており、振り返りの重要性は教員自身が自覚するところなのである。もっとも、これに対して、「ティーチング・ポートフォリオを実践したい」は44%に留まり（「検討の価値はある」が42%）、ティーチング・ポートフォリオについて、意義・効果は理解できるものの、実践には躊躇する集団が多数であることが明らかになっている。一般にティーチング・ポートフォリオは、作成のために相当な時間と手間を要するといわれることも考えると、ICTを活用するなど簡便な手法が開発されれば、実践したいとする者比率が一気に高まることが期待されよう。ティーチング・ポートフォリオのみならず、上述の学習ポートフォリオも含め、ICTの発達は、教育改革にも大きく影響している。

次に、授業評価アンケートについて、若干の問題が指摘されている。教育改革推進センター策定の全学統一方式によれば、全科目を対象科目とすると定められているが、演習科目（とりわけ専門・研究演習）のように学生と教員の緊密な関係が期待される科目においては、自ずから満足度が高くなりあえてアンケートを実施する意義を欠くとの指摘がある⁶³⁾。また、アンケート回収率が極端に低い（おそらくは授業出席率も極めて低い）科目が散見されることから、アンケートの信頼性に疑問の声もある。たしかにこのことから、授業の受講（出席）態度に係る規範意識の低下を憂慮し、その覚醒のための方策を探ることは重要である⁶⁴⁾が、そもそも GPA や履修放棄の制度が導入されていない現状を前提にするかぎり、「とりあえず履修登録する」という学生の履修行動を否認することは容易でないとわざるをえない。

最後に、ICT の活用の必要を指摘したい。ICT を活用した FD は、近時の FD 研修会などでしばしば大きく取り上げられる話題である。ともすれば FD の手段と見なされ、本質を衝かない議論として片づけられがちであった ICT は、しかしながら、FD の本質を変えるだけの潜在力を備えているように思われる。費用対効果の点で ICT の効用を疑問視する見解もシンポジウムなどで質疑に上がるときもあるが、安定運用が可能になった時点を基準にする限り、費用対効果は非常に高い⁶⁵⁾。FD の作業負荷⁶⁶⁾は、

63) これに対して、単に少人数科目（アドバンスト科目や一般演習など）の場合、受講者数が少ないからといって、そのことが受講者の評価、意見や要望を無視することを正当化しうる性質のものでないであろうから、格別の見直しの声も聞かれないようである。

64) 実際、2008年度・2009年度の「授業評価アンケート集計結果」では、学部長名で授業出席に関する規範意識の覚醒を教員・学生双方に喚起した。

65) たとえば、ピア・レビューは、継続反復して行なうと、前叙のとおりマネエリスムの陥穽を避けられないが、教室にカメラ（複数台が好ましい）などを設置し、授業光景を多角的に記録し、これを（必要に応じて FD 研修会などの

ICTによるか否かで決定的に異なるのである。法学部では、これまでもアンケート集計や電子会議などにICTを用いてきたが、今後これまでに以上にICTの活用が望まれよう⁶⁶⁾。

5 おわりに

法学部では、FDの核心を教員間の集合知に置き、教員全員が自分たちの状況・課題を知り、改善・改革の必要を全員で考える体制を作ることに力を注いできた。結果的に、FDに伴う疲弊感やFDの形式・形骸化もある程度避けられたようである。もちろん、法学部においても、FD活動に無関心・非協力の態度が散見されることは否定できない。しかし、このことをもってこれまでの法学部のFD活動の成果、たとえば法学部の教育が直面する課題を認識し、これの解決のための方略を探り、その実践に向けて協働して研鑽する体制が整備されつつあること、このような活動の意義を低く見積もることは妥当でない。そもそもFD活動は、特定の教員を非難したり問責したりする性質のものではないし、ましてや特定の素質や性を改めさせる性質のものでもない。これらはむしろFDに対する信頼を損ない、教育改善の路程を閉ざす、逆機能的なものであろう。

▽機会を利用しつつ) タイムラインに沿って分析する手法は、ピア・レビューならびに自己省察双方に一定の効果を期待しえよう。

66) FDの作業負荷は、授業改善の作業に当たる者はこれに時間と手間がかかり授業がかえってお座りになるといわれるほどに、大きいものがある。

67) 最近の例としては、2010年2月よりe-mailのシステムをGoogle Apps (for Education)に移行した。Google Appsでは、カレンダーやドキュメントの管理が充実していることから、学内外のFD集會を共有カレンダーに登録し、適宜参加を呼びかけ、また、学部内文書管理(共有)に活用することを試行している。もちろん、ICTについてはこれらを使いこなせない教員が少なからずいるのも事実であり、FD版のデジタル・ディバイドを防ぐためにも、ICT-教育の支援体制の充実が望まれる。

FD いう「組織的な取り組み」とは、相互研鑽の中に芽生えた、自生的な FD 活動が、やがて群生し、一斉に花總開くようなものでなくてはならない。この理念に立って引き続き法学部では FD 活動を継続して行なうのである。

主要参考文献リスト

- 近畿大学法学部, 2001, 「授業評価アンケート調査 報告書 (平成13年度)」。
大学コンソーシアム京都, 2007, 「『FD の義務化に向けて』2006年度第4回高等教育政策研究セミナー報告書 京都高等教育研究センター「FD 研究会」公開研究会」
(http://www.consortium.or.jp/cmsfiles/contents/0000000/267/report20070726_fd.pdf)。
大学審議会, 1997, 「高等教育の一層の改善について (答申) (大学審議会 平成9年12月18日)」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/daigaku/toushin/971201.htm)。
中央教育審議会, 2005, 「我が国の高等教育の将来像 (答申) 平成17年1月28日」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm)。
山内乾史, 2000, 「FD/SD に比較的考察 (上): イギリス」近代85, 73。
和賀崇, 2002, 「アメリカの大学におけるファカルティ・ディベロップメントの発展に関する一考察 ティーチング・アシスタント制度の機能拡大に着目して」筑波大学大学院博士課程教育学研究科・教育学研究集録26, 47 (つくばリポジトリ Tulips-R <http://hdl.handle.net/2241/9011>)。
ジェイムズ・ウィルキンソン, 「アメリカの諸大学における FD (大学教員研修)の動向」京都大学高等教育研究3, 157 (京都大学学術リポジトリ紅<http://hdl.handle.net/2433/53514>)。
※インターネットのURIはすべて2010年12月1日を基準としている。